

山田に「城」があった？

相楽郡第七区山田村耕地地図面（No.13）には、現在では使われなくなった小字名がいくつも記されていますが、特に注目されるのは、「城」という地名です。

この地図に記される小字「城」の範囲は、山田の相和集落の西南から、桜が丘地区に建つ精華南中学校の東北にかけての区域に比定されます。現在、この区域は、北端を東西に国道一六三号線が貫通し、国道の南側は桜が丘一丁目の一部となり新興住宅が建ち並んでいます。もともとは、山田村南部を東西に連なる丘陵地の北端にあたる地域で、その北側は山田川沿いの平野部と接していました。高度成長期以降、開発が進み、昭和四十五（一九七〇）年度には丘陵の裾野に国道一六三号線が開通し、一九八〇年代からは丘陵一帯が住宅地として開発され、昭和六三（一九八八）年には桜が丘地区が「まちびらき」をしました。そのため、現在の景観は、明治の地籍図に描かれたものとは大きく変化しています。

さて、明治初期の山田村耕地地図面をみると、小字「城」の東北には相和の集落があり、「居ヤシキ」（居屋敷）・「ヤシキ」などの小字名が記されています。また、「大田トノ田」（殿田？）という小字も確認されます。絵図では、集落の区画は、地目は田畑と記載されていますが、屋敷地を示す白色で塗り分けられています。相和集落の背後にあたる南側および西南側の丘陵の斜面に、小字「城」が位置します。この場所は直下の相和集落はもちろん、対岸に位置する樋ノ口・下中・上中の各集落もよく見渡すことができます。

また、小字「城」の西側には、小字「キドノワキ」（喜殿脇）が隣接しています。「喜殿脇」は現存する小字ですが、天正十七（一五八九）年の「山田村検地帳」（No.2）には、「木戸わき」あるいは「木戸かわき」の名称で記載されています。また、正保二（一六四五）年の「山城国山田村名寄帳」（No.7）には、「きとのわき」と記されています。

「木戸」とは、「防御のため柵を設けた門。城の門」『広辞苑』を指すので、「木戸脇」・「木戸が脇」とは、本来、城の木戸（門）の脇を意味する地名であったと考えられます。「木戸が脇」の「が」は所有や所属を示す助詞ですが、後に同様の用法を持つ助詞「の」に転じて「木戸の脇」となり、さらに音が通じる別の漢字に置き換わって「喜殿脇」という表記に変化したものと考えられます。

こうした「城」・「キドノワキ」という地名の分布から、相和集落に隣接する丘陵地に、中世城館が存在した可能性ができました。これまで当展示会で紹介したような絵図や古文書が未調査であったため、この地に城館との関連をうかがわせる地名が存在したことは想定されていませんでした。もっとも、小字「城」にあたる範囲の大半は、過去の開発によって道路の敷設や宅地の造成が行われた区域であり、現状では城跡の遺構の有無を確認することは難しいと思われます。

一方、山田村耕地地図面では、山田川北側の樋ノ口集落の背後（北側）に位置する丘陵を「城山」と呼んでいます。

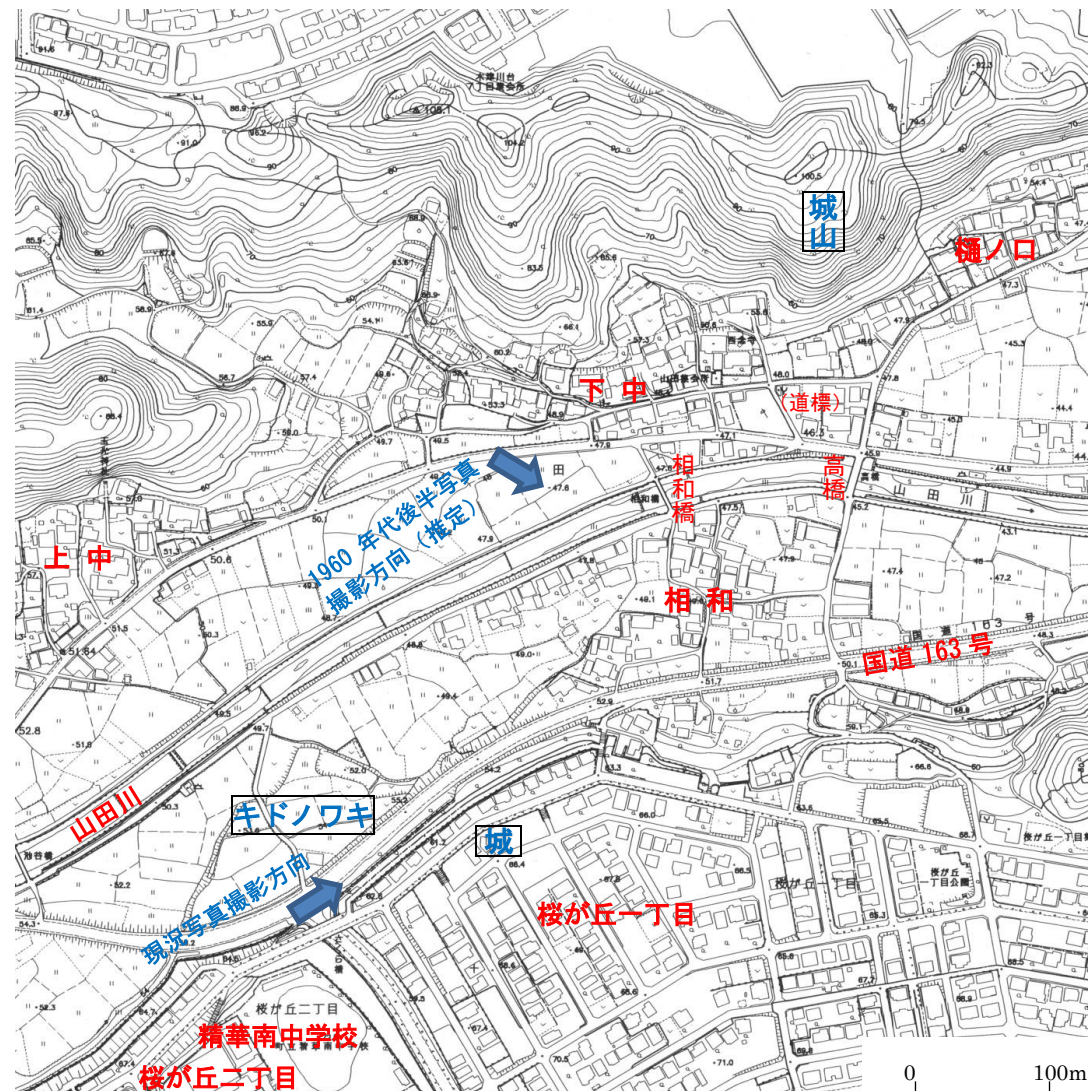
このように山田村では、村の中央を流れる山田川を挟んだ南北両側でそれぞれ集落に接する丘陵地に「城」や「城山」という城館関連の地名が存在していたことが分かります。山田の中世城館に関する直接的な文献史料は確認されていません。小字名だけで中世城館の存在について軽々に述べることはできませんが、今後、現地・文献史料・古絵図・地名などを複合的に検証することで、資料の少ない戦国期の地域の様子が現れてくるかもしれません。地名は地域の歴史を今に伝える貴重な無形の文化財なのです。



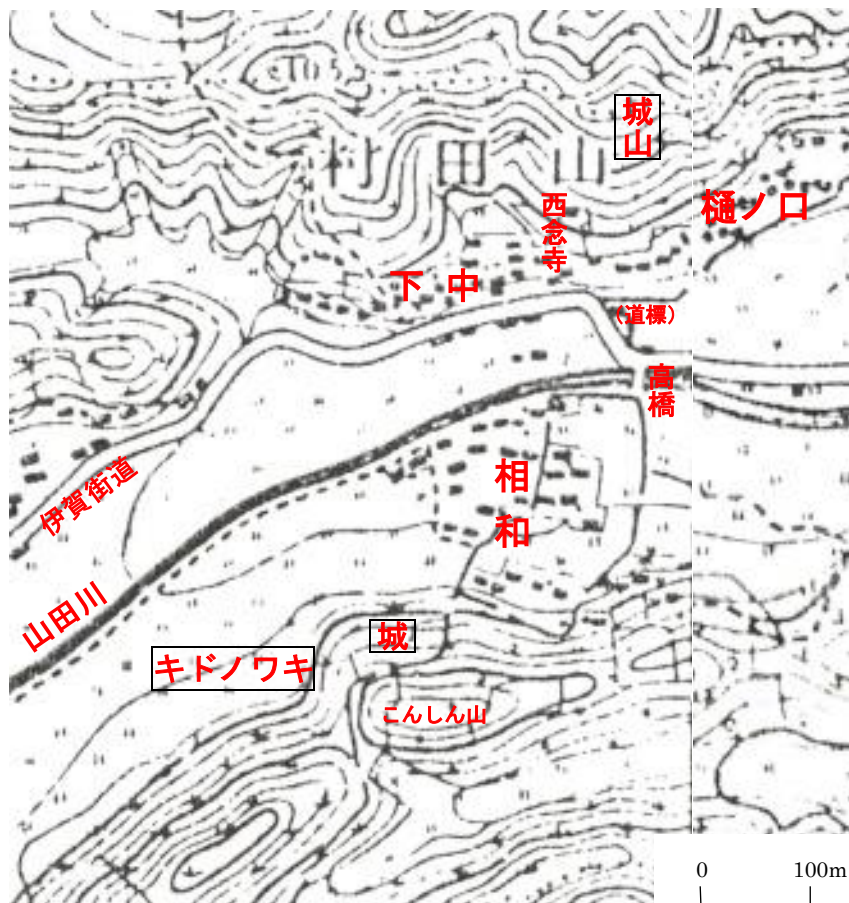
現況写真



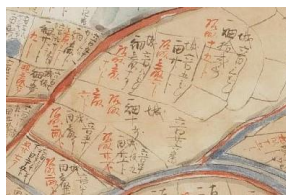
相和集落 後の丘陵は開発前の桜が丘
昭和40年代前半(1960年代後半)



平成20(2008)年測図 精華町2500分1地形図「山田川」(部分)



明治 18 (1885) 年測量・明治 20 (1887) 年製版
2 万分 1 仮製地形図「高山村」「木津町」(部分)



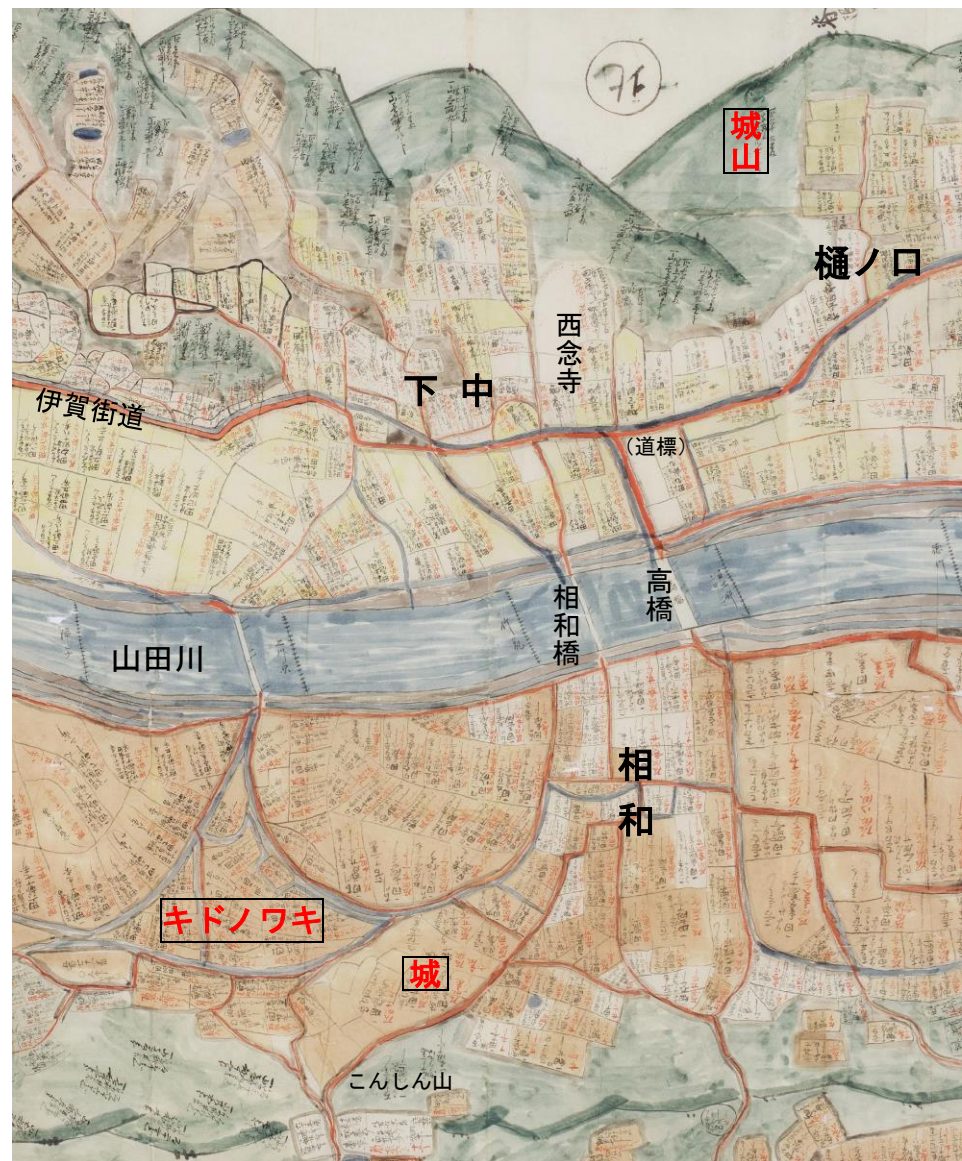
城 (上が南)



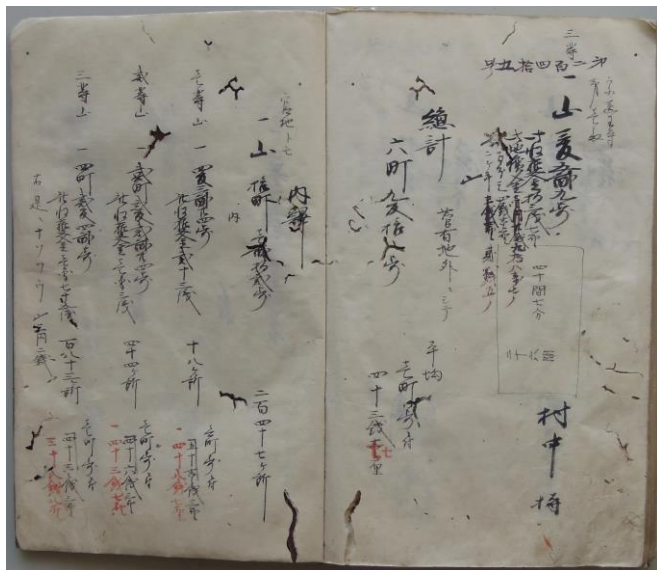
キドノワキ (上が南)



城山 (上が北)



◀▲ 明治 6 (1873) 年 相楽郡第七区山田村耕地絵図面 (部分)



「山一筆帳」の総計部分



No. 14

やまだむらいつぶつちよう
山田村一筆帳

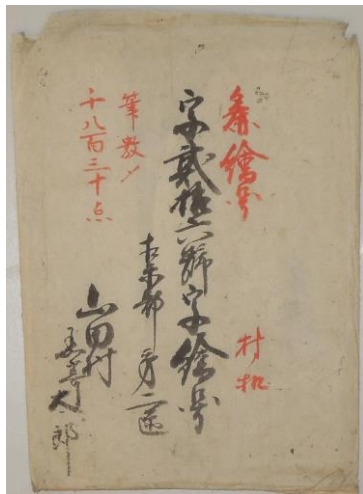
明治時代
個人蔵

山田村の地租改正の調査記録です。耕宅地は小字別に二六冊、山は全村で一冊、合計二七冊あり、木製の収納箱に入れて保管されてきました。

村内の土地一筆ごとに地番・土地の種別・面積・所有者・地価・地租・図面を記載しています。小字別となっている耕宅地の一筆帳二六冊には、それぞれ字図が付属しています。

明治六（一八七三）年の壬申地券地引絵図（No. 13）では複雑だった小字が、その後の地租改正の過程で整理され、二七に減少しています。

なお、新殿神社の所在地である小字「医王寺」のみ一筆帳と字図は作成されていません。



絵図を収める袋



No. 15

あわににゅうろくしうあてえす
字貳拾六号字絵図

明治時代
個人蔵

地租改正の際に作成された山田村の全村図です。
この全村図は、小字ごとに作成された耕宅地の一
筆帳二六冊および字図二六枚の索引図としての役
割を果たしています。